

[事案 2023-295] 転換契約無効請求

・令和 6 年 11 月 9 日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

個人年金保険（契約①）を平成 14 年 12 月に利率変動型積立保険（契約②）に転換し、令和 2 年 2 月に更新中止の請求書を保険会社に提出したが、同月中に解約した。しかし、以下等の理由により、転換を無効としてほしい。

- (1) 自分は、契約②の保険料が積立金から取り崩されて充当されていたことの説明を受けておらず、当該取り崩しについて理解していない。
- (2) 保険会社宛に解約書類を投函した際、募集人に、手続を待つて欲しいと依頼していたが、解約された。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は申立人に対して、設計書により保険料、積立金の取崩しによる払込保険料、積立金の推移等を複数回説明し、設計書も渡した。
- (2) 申立人は、保険料が明記された申込書に署名・押印した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集時の説明状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 事情聴取において募集人は、申立人が契約①と負担額が変わらないことから転換を納得したと理解したと陳述しており、その他の部分の説明の仕方も踏まえると、募集人が、保険料には実際に支払う保険料以外に、積立金の取崩金が含まれていることについて十分に説明したか疑念が残る。
- (2) 募集人は、更新期限の前に申立人にコンタクトを取ろうとしたが、申立人が多忙のために会えなかったと陳述したが、募集人は、申立人が忙しいことをよく知っていたようであり、そうすると、事前に相当期間をとって説明を行うべきではなかったか、さらに、更新により保険料がこれまでの負担額と比較すると 4 倍となることからすると、早くから申立人と連絡をとり保障内容の検討等をするのがより丁寧な対応ではなかったかとの疑問が残る。
- (3) 解約の手続を待つてほしいとの申立人からのメッセージに対して、募集人は「了解しました」と回答したにもかかわらず、手続を進めた。